

## 後援名義使用承認等取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、営業戦略部国際渉外チームの分掌事務に関連し、県以外の者が主催して行う事業等（以下「事業」という。）について、県に対し後援名義使用承認申請があった場合の承認要件その他必要な事項を定めるものとする。

### (承認要件)

第2 申請に係る事業が次の要件を満たすときは、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 事業の主催者が次のいずれかに該当すること。

ア 官公庁

イ 公益法人又はこれに準ずる団体

ウ 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関

エ その他県が適当と認める者

(2) 事業が次のいずれにも該当するものであること。

ア 国際交流施策の推進又は対日投資の県内への誘致に寄与する事業であること。

イ 広く一般県民が参加できる事業であること。ただし、県の行政施策と密接な関わりがあるものについてはこの限りでない。

ウ 営利的色彩のない事業であること。

エ 申請内容を確実に催行できる事業であること。

オ 当該名義が広く一般県民に明示される事業であること。

2 前項に規定する承認要件の適用についての細則は、別途定める。

### (不承認)

第3 申請に係る事業が、前条の承認要件に該当する場合でも次の各号の一に該当するおそれがあるときは承認しない。

(1) 特定の思想等の普及を図るもの。

(2) 特定の法人又は個人の売名的要素が加わるもの。

(3) 県の後援が県民感情にそぐわないもの。

(4) その他承認すべきでないとして県が特に認めたもの。

### (承認の手続)

第4 事業の主催者は、県の後援を受けようとするときは、後援名義使用承認申請書（様式第1号）を県に提出するものとする。

2 後援名義の使用の承認は、後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、次の条件を付して行う。

(1) 県は経費の負担を一切しないこと。

(2) 事故等の防止及び対策について万全の措置を講ずること。万一この事業において事故等が発生した場合、県はその責任について一切関知しないこと。

(3) 事業内容等の後援名義使用承認申請に係る事項に変更があった場合には直ちに届け出ること。

(4) 事業終了後、後援名義使用事業実施報告書を提出すること。

(5) その他県が特に必要があると認めること。

### (事業の内容の変更等)

第5 事業の主催者は、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ後援名義使用事業変更（中止）届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

### (実施報告)

第6 事業の主催者は、事業が終了したときは、後援名義使用事業実施報告書（様式第4号）を県に提出するものとする。

### 付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。